

社会保険労務士会員及び事務担当者の皆様へ

日頃より、東京SR経営労務センターの運営にご協力いただきありがとうございます。
とうございます。

さて、平成28年1月より雇用保険関係届出書類等にマイナンバーの記載が必要となります。その為、郵送で押印書類を送付する際は個人情報漏えいのリスクが発生することから、今後郵送での押印取付は以下の通り取り扱いと存じますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

①マイナンバー記載の押印書類送付の際は、「特定記録」「簡易書留等」の記録付郵便での送付をお願いいたします。

また返信についても、特定記録または書留等追跡記録付の方法での発送を予定しておりますので、**特定記録もしくは書留料金分の切手を貼付した返信用封筒を同封**いただきますようお願いいたします。

②個人情報の安全管理のためにも、SR-SaaSによる電子申請手続きをぜひご検討ください。